平成３０年（フ）第９７０号
大阪市東淀川区淡路５丁目18番５号
債務者　石井　　潤
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木佐知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０９号
神奈川県藤沢市大庭5329番地の５　キラルミエールⅡ201
債務者　小島　秀俊
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８７号
名古屋市名東区本郷３丁目180番地の３　クレール本郷301号
債務者　藤田　重夫
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８７３号
大阪市東淀川区相川２丁目12番８号、前住所大阪市浪速区幸町２丁目１番17―803号
債務者　千葉　大介
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９１８号
兵庫県川西市鴬の森町10番２号
債務者　山本　　進
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉　雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県鹿児島市魚見町151番地７　フラリッシュ201号
債務者　小牧　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有元　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
沖縄県那覇市字小禄780番地　サンハイツ403
債務者　上地　幸男
成年後見人　上地みな子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第９８４号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目９番２―205号
債務者　吉田　龍佑
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松惠太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
山口県岩国市川口町２丁目１番１号102号室
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　幸枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第１６９９号
札幌市中央区南14条西１丁目１番10―701号
債務者　中川　由悟
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野むつみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３６号
名古屋市名東区梅森坂西１丁目503番地　県営梅森坂住宅５棟307号
債務者　島田　滿子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内　友哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３３７号
名古屋市西区則武新町３丁目７番23号　クレセール名駅102号
債務者　山口　　慶
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３８号
北海道上川郡比布町寿町３丁目１番５―１号
債務者　白井　　想
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１９号
愛知県清須市桃栄２丁目180番地
債務者　美濃羽亨輔
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５８０６号
大阪府豊中市東豊中町４丁目13番５―201号
債務者　吉田　宏明
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８０７号
大阪府豊中市東豊中町４丁目13番５―201号
債務者　吉田　亜哉
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９９号
大阪市平野区加美西１丁目17番３―306号
債務者　牛島　千愛（旧姓滝波）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部